

## 第427回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

- 1 日 時 令和3年8月23日(月)10時01分～11時53分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 4名  
労働者代表委員 5名  
使用者代表委員 5名

### 4 議 題

- (1) 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について
- (2) 山口県最低賃金専門部会の廃止について
- (3) 山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- (4) 山口県特定最低賃金専門部会の廃止について
- (5) その他

### 5 議事概要

- (1) 山口労働局長より山口地方最低賃金審議会の会長に対して、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか8団体から提出された異議申出について意見を求める諮問を行った。
- (2) 異議申出の審議を行うに当たり、労働者側委員から
  - ・現在の山口県の最低賃金は、労働者が最低限の生活を営む水準には到底達していないため、さらなる金額の引上げが必要であると認識している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、県内企業を取り巻く環境が非常に厳しい状況にあることも理解している。
  - ・今回の最低賃金の引上げ額は、過去最高の水準である。金額決定に至るまでに十分な審議時間を割り、また5回の専門部会を経て結審したことから、これ以上、審議を行っても前進が図られないこと、また最低賃金の発効日に遅れが出ることを勘案すると再審議は難しいと考える。
  - ・公益委員見解では、今後、総合指標の整合性や地域間格差の是正を十分に考慮す

るとされた。山口県の最低賃金は、まだまだ低い水準にあるので、他県との格差を見極めた上で、来年以降の審議に臨みたい。

との主張がされた。

一方、使用者側委員から

- ・これまで、山口県の経済、特に中小企業及び小規模事業者を取り巻く現状を、具体的なデータや指標、事業者の生の声を示してお伝えしてきた。労働者の雇用を守るためにも、今は最低賃金の引上げを行うべきではないと主張してきた。
- ・労働者側委員との隔たりが大きく、公益委員から歩み寄りの打診を受けたため、据置き提示から14円を上積みしたが、合意には至らなかった。
- ・再度、公益委員から歩み寄りの打診を受けたため、中央最低賃金審議会の公益委員見解で示された目安額28円の上積みで合意したものの、発効日については半年程度遅らせて4月の発効とすることを提案したが、合意に至らなかった。
- ・全会一致に向けて、発効日を10月1日ではなく、国の支援策の効果を見極めるために半年程度遅らせることを提案したが、公益委員及び労働者側委員からの同意が得られず、採決の結果、引上げ額28円、10月1日の発効日で答申された。
- ・発効日について一言申し上げると、8月5日に山口地方最低賃金審議会で答申がなされてから、半月後の現在では状況が激変している。

新型コロナウイルスの新規感染者数が全国的に急増し、山口県では、8月19日時点で過去最大の1日119人が感染するなど、爆発的な感染拡大が続いている。また、8月20日から緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が全国29都道府県に拡大されたことから、飲食業・宿泊業・観光業では、廃業や人員削減が現実的なものとなってくることが危惧される。

よって、答申を受けられた山口労働局長においても、こうした現状を十分に認識いただき、最低賃金法10条2項の再審議諮問も含めて、発効日について適切なご判断をいただくよう、強く願います。

- ・全国の地域別最低賃金の答申状況をみると、10月1日あるいは10月上旬の発効とされている中で、本県だけ発効を数か月遅らせることは困難であることは十分理解しているが、このような状況下において、本当に発効日は適当なのか、そういう声があったとことを厚生労働省本省に十分伝えていただきたい。

との主張がされた。

(3) 審議の結果、山口地方最低賃金審議会の会長から「異議の申出については、棄却

する。」との答申が山口労働局長に対して行われた。

(4) 山口県最低賃金専門部会はその任務を終了したとして廃止の決定がされた。

(5) 特定最低賃金の専門部会については、全会一致となった場合は最低賃金審議会令第6条第5項を適用することが決定された。

(6) 特定最低賃金の改正決定に関する答申がされた日以降に設定する異議申出期間中に、異議申出がなくかつ継続審議事項がなかった場合は、異議申出期間満了の翌日をもって、各特定最低賃金専門部会を廃止することが決定された。

(7) 事務局から、全国の地域別最低賃金の答申状況及び特定最低賃金の効力発生日を例年どおり12月15日とした場合の答申の期日(10月14日)、異議申出の期日(10月29日)について説明を行った。

令和 3 年度  
第 427 回山口地方最低賃金審議会

令和 3 年 8 月 23 日（月）10 時 00 分から  
山口地方合同庁舎 2 号館 5 階共用第一会議室

議 題

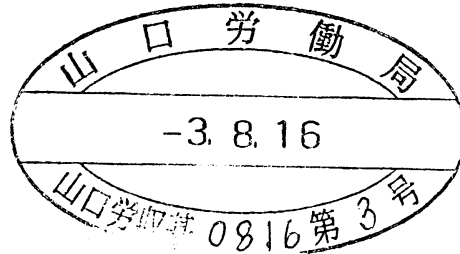
- 1 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について
- 2 山口県最低賃金専門部会の廃止について
- 3 山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について
- 4 山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について
- 5 その他

## 資料目次

- 1 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出  
全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合 委員長 藤 裕明
- 2 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申出  
山口県自治体労働組合連合 執行委員長 中野 敏彦
- 3 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出  
山口県高等学校教員組合 執行委員長 高見 英夫
- 4 「山口労働局一般公示第 35 号」にもとづく山口県最低賃金についての異議申出  
山口県労働組合総連合 議長 中野 敏彦  
山口県労働組合総連合 非正規部会 部会長 平島 真木子
- 5 山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書  
生協関連一般労働組合中四国 執行委員長 西崎 直人
- 6 山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書  
コープやまぐち労働組合 執行委員長 吉賀 直紀
- 7 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」についての異議申出書  
山口県教職員組合 執行委員長 富永 謙一
- 8 山口県最低賃金の改正答申に関わる異議申し出書  
山口県医療労働組合連合会 執行委員長 萩原 秀樹
- 9 令和 3 年度地域別最低賃金答申状況

2021年8月16日

山口労働局長 村井 完也 様



全国一般労働組合全国協議会

山口連帯労働組合

委員長 藤 村 隆 夫

### 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出

2021年8月5日付、山口労働局一般公示第35号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に異議を申し立てます。

#### 1. 異議の内容

(1) 最低賃金の1時間857円が、あまりにも低すぎる。最低賃金を1500円に引き上げること。

(2) あらゆる審議を公開すること。最低でも専門部会の審議は全て公開すること。

#### 2. 理由

##### (1) について

1500円という賃金水準と中小零細企業支援の必要性について、当組合の7月5日付「山口県最低賃金の改定決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する意見」(以下、「組合意見書」と略す)で述べたとおりです。それにしても1時間857円だと年間労働時間が2080時間としても年収178万円で、ワーキングプアの基準になっている200万円より22万円も少ないではありませんか。そして今年の中央審議会の目安はABCD全てのランクが同じ28円の引上げとなりましたが、政府の全国加重平均1000円という目標と現状の全国加重平均930円を合わせて考えると、全ランク同じ引上げ額が続くと全国加重平均1000円の時点で山口県は927円となります。これではマトモに生活できません。加えて山口県の人口は1980年代の160万人から減り続け、昨年は134万人になっており、2040年には107万人になると予測されて

います。当然のことですが企業の売上も人口の減少にかなり比例することが予測できます。従って、目先の賃金コストを惜しんでいたら、さらに人口が減り業績悪化で企業の支払い能力が減るといった悪循環が続き、長期的には山口県全体の中小零細企業はほぼ全滅になりかねません。「組合意見書」でも述べたように、おカネ（財源）に縛られるのではなく、労働力と自然と資源や設備の有効活用に発想を変えて、都市から地方への人口移転で日本経済を作り替えるためにも、地方での最低賃金の大幅アップは不可欠です。

なお当組合の主張とは異なりますが、参考までに京都最賃審議会専門部会の8月5日付京賃審発第10号「京都府最低賃金の改正決定に関する報告書」よりの抜粋を記載します。

『前略』現在設けられている、最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策である業務改善助成金については、中小企業・小規模事業者の現場の声が求める「抜本的で実効性のある支援」というには極めて不十分であり、特にサービス業をはじめとする労働集約型の産業分野にも生産性向上の設備投資を求めるなど、最低賃金引上げの原資の拠出が厳しい状況にある中小企業・小規模事業者に対する最低賃金に関連する助成制度としての目的を十分に果たせていない現状を認識し、最低賃金引上げと同時に少なくとも1年間、生産性向上の設備投資を要件としない助成金制度を創出するなどの対応を行うべきである。また、現在、雇用調整助成金等により労働者の雇用を守りつつ事業を継続している事業者等が、京都府最低賃金の改正で労働者の雇用を断念することの無いよう、雇用調整助成金その他の助成金制度について、より柔軟で容易に手続きが進められること等、現場が積極的に使える制度となるよう速やかに制度の拡充、改善、周知、必要な予算の確保を行なう等、あらゆる支援策を講じて行くことが必要である。併せて、中小企業・小規模事業者への公的融資の返済の猶予、中小企業・小規模事業者の生産性向上・経営力向上のために法人税からの税額控除・固定資産税の軽減、社会保険料の軽減措置、消費税の一定期間の減税など事業者の負担を軽減するとともに労働者の可処分所得を実質的に増やすことなど直接的な施策を強く求める。また「パートナーシップ構築宣言」等を通じた取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、中小企業庁が実施する施策や中小企業・小規模事業者の負担を直接的に軽減する方策の推進を図っていくことも重要である。については、各機関が一層連携を深め、中小企業・小規模事業者の健全で持続的な発展に資するとともに、直接的に賃金引上げが可能となる環境整備を図るため、真に「直接的かつ総合的な抜本的支援策」をハード・ソフト両面から着実に講じること、以上を強く求めるものである。

『後略』

(2) について

昨年から専門部会の議事要旨がオンラインで公開されたことは素直に評価したいと思います。各種資料の公開も良いことです。また、第1回の専門部会の公開も一歩前進と評価しますが、実質的な審議は全く行われませんでした。ただし、第426回審議会で労使双方の委員から「次年度以降は、答申文に『公益委員見解』と『専門部会の経過報告書』を添付するのが望ましい」旨の主張がされたとのこと。これについては是非実現していただきたいものです。

その上で、第425回審議会における経営側委員の「中小企業を取り巻く環境は昨年と変わっていないのに28円アップする根拠を提示せよ」という意味の発言は、裏を返せば、そんなに引上げるべきではないとの意見表明であり、立場は違いますが受け止めたいと思いますし、審議会で意見を率直に述べることは大変良いことだと考えます。ということは、専門部会の審議を公開しても審議会委員に身の危険や特別な不利益があるとは考えにくいし公正な審議を妨げるものでもないことが証明されたのではないのでしょうか。だからこそ、中央審議会運営規定でも原則公開となっているはずで、そして第1回の専門部会では経営者側の傍聴人もおられた模様です。経営側委員は経営側の利益代表ですから、堂々と引上げに反論するのは当然です。特に経営者団体の役員の方の場合、審議を公開することで、各団体の会員の中小企業経営者の方々に、最低賃金引上げ額が決定した過程への具体的理解が進むというメリットがあると思います。労働者側の委員も、現在の組合員は最低賃金とは離れた労働者が多数派ですが、労働者の賃金の中央値はこの25年で100万円以上下がっていますので、そう遠くないうちに最低賃金の影響を受ける組合員が増えてきます。であるにもかかわらず第2回専門部会で労働側委員は連合の調査で山口県の最低生計費だと最賃は930円という趣旨の発言をされています。930円でまともに組合費を払える労働者がどれだけいるのでしょうか。労働者の団結権とは組合費を支払える経済力があって初めて実効性を持つものではありませんか。つまり専門部会の審議が公開されないことが審議に対する緊張感を乏しくしているのではないのでしょうか。そして現実的に専門部会の審議は中国地方でも鳥取県と広島県では公開されています。



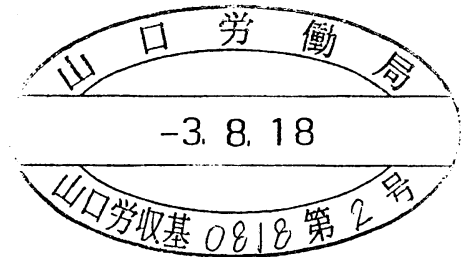
2021年8月18日

山口労働局長 村井 完也 様

山口県自治体労働組合連  
執行委員長 中野 敏

山口労働局一般公示第 35 号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」にもとづき、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり異議を申し出ます。

記



1. 異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、「1 時間 857 円」とすることには不服であり、今年度の山口県の最低賃金を「時給 1,000 円以上」とされたい。
- (2) 審議会、専門部会のすべての会合・審議の場を完全に公開されなかったことは不服である。

2. 理由

- (1) 最低賃金の低さが「ワーキングプア・官製ワーキングプア」を生み出し温存させている最大の要因の一つであり、抜本的かつ早急な改善が必要である

今年度の中央最低賃金審議会(以下「中央最賃審」という)における地域別最低賃金引き上げ額の「目安答申」は、A～D ランクすべて 28 円というものであり、これを受けて山口地方最低賃金審議会(以下「山口最賃審」という)は中央最賃審の目安答申どおりの「1 時間 857 円」という「改正意見」を山口労働局長あてに提出しました。

しかしながら、時給 857 円では仮に法定労働時間の上限の月 173.8 時間で働いたとしても月額 148,946 円(年間 1,787,352 円)にしかならず、税金や社会保険料を差し引いた手取り月額 は 12 万円程度にしかありません。時給 857 円はワーキングプア(働く貧困層)のラインと言われる「年収 200 万円」にさえも遠く及ばないものであり、これでまともな生活などできるはずもありません。

労働者全体の 4 割近くを非正規労働者が占めその非正規労働者の多くが最低賃金に張り付いた賃金で働くことを余儀なくされているわが国において、最低賃金の低さがワーキングプアを生み出し温存させている最大の要因の一つであると言わなくてはなりません。同時に、最低賃金は自治体の非正規労働者の賃金決定にも大きな

影響を及ぼしていることから、官製ワーキングプアを生み出している要因にもなっています。

こうした状況を抜本的に改善し、働く者すべてが憲法第 25 条が保障する「健康で文化的な生活」を営むことができるようにするためには、山口県労連をはじめとした全国各地の地方労連が行った「最低生計費試算調査」の結果に基づき最低賃金を「時給 1,500 円以上」とすることが必要ですが、その実現に向けてまず今年度の山口県の最低賃金を「時給 1,000 円以上」とすることを求めます。

(2) 最低賃金法が規定する「異議申出」を実質的に保障するには、審議会・専門部会のすべての審議が完全に公開されることが大前提である。

最低賃金法第 12 条により準用される同法第 11 条は、労働者に異議申出の権利を保障しその手続きを示すとともに、提出された異議申出に係る審議会の意見が提出されるまでは労働局長は「最低賃金の改正決定ができない」と規定しています。したがって、労働者にとってはすべての審議会・専門部会の審議過程を経た「最低賃金の改正に係る審議会の意見」が明らかになってこそ、異議申出を行うか否かを含めた実質的な異議申出に係る権利が保障されることとなります。

しかしながら、山口最賃審においては今年度初めて専門部会の一部が公開されるという前進面はあったものの、実質的な金額審理を行う専門部会の場は非公開とされ、専門部会の場で使用された資料さえ知ることもできず、どのような議論を経て意見が提出されたのかが不明です。

今年度も含めて山口最賃審は長年にわたって「率直な意見交換が損なわれるおそれがある」ということを非公開の理由としていますが、このような非科学的であいまいな理由が成り立つはずもありません。さらに言えば、そもそも最賃審に限らずおよそ審議会の在り方として当事者をはじめとした県民の目が触れないところでなければ議論ができないというのは、民主的な運営であり得るはずがありません。こうしたことから、審議会、専門部会のすべての会合・審議の場の全面的な公開を求めます。

2021年8月19日

山口労働局長  
村井 完也 様

山口県高等学校教員組合  
執行委員長 高見 英

## 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出

山口労働局一般公示第35号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」にもとづき、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条第2項の規定により、次のとおり異議を申し出る。

### 記

#### 1、異議の内容

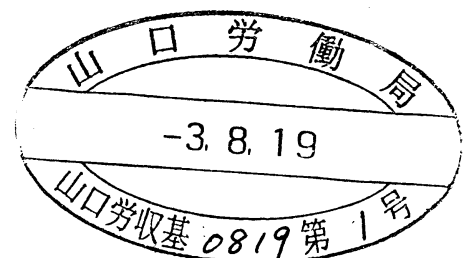
- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した 2021 年度の山口県最低賃金の改正について、「1 時間 857 円」とすることには不服である。
- (2) 今年度の山口県の最低賃金を「時給 1,500 円」、最低でも「時給 1,000 円」以上とされたい。そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されたい。
- (3) 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会や、具体的な最低賃金を決定する審議会が公開されていないことは不当であり、審議の透明性および公平性を高めるために、専門部会を含め、すべて審議の場について完全公開を求める。

#### 2、理由

- (1) 今年度の中央最低賃金審議会における地域別最低賃金答申が「28円の引き上げ」となった中、山口県はそれをそのままの「28円」とした。しかし、山口地域では、昨年度「据え置き」としていることから、「28円を超える」引き上げは答申されて当然であり、到底容認することはできない。

労働者・国民の生活不安が広がるコロナ禍の今だからこそ、大幅な最低賃金の引き上げが必要である。「28円」ととどまる引き上げ答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものではなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり、とうてい承服することはできない。2010年に政・労・使は「早期に800円以上に、20年度まで平均1,000円をめざす」ことで合意している。この合意からもかけ離れた答申と言わざるを得ない。早急に「時給1,500円」、最低でも当面「時給1,000円」の引き上げを求めるものである。

- (2) 最低賃金の「ランク制」には大きな問題があり、最低賃金が「地域格差」を生じさせるとともに、地域の賃金水準の決定につながっている。格差の拡大は、労働力の都市圏への流出を促し、地域経済の疲弊を助長させる。実際に山口県内の高卒生の卒業時の県内への



就職率の平均は 81.3%でありながら、広島県（42 円の差）に接する岩国地区では 63.5%、福岡県（13 円の差）に接する下関地区は 76.4%であり、若者の県内定住の観点からも、地域間格差を是正する全国一律最低賃金制度の確立、そして生計費原則に基づき、すべての働く人に人間らしい最低限の生活を保障する全国一律最低賃金制度の確立こそが求められている。

また、近隣の島根では 3 2 円の全国最高の引き上げを答申している。今回の山口県の答申は山口県からの人口流出を止めることはできず、むしろ拍車をかけるものである。

以上のことから、最低賃金を早急に「時給 1,000 円」以上とし、そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されることを求める。

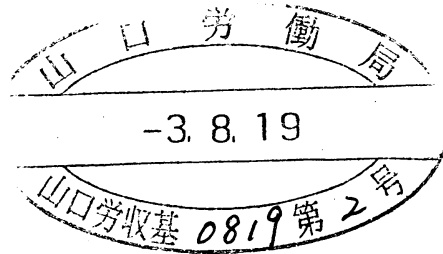
- (4) 最低賃金法が規定する「異議申し出」を実質的に保障するには、審議会・専門部会の全ての審議が完全に公開されることが大前提であるが、山口最賃審においては今年度初めて専門部会の一部が公開されるという前進はあったものの、実質的な金額審理を行う専門部会や審議会の場は非公開とされ、どのような議論を経て意見が提出されたのかが不透明である。

以上、専門部会を含め、すべての審議の場について完全公開を求めるものである。公開こそが審議会の透明性および公平性を高めるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第 25 条）を担うにふさわしい人選がなされているのかどうかを国民・県民が判断することを可能とし、同時に審議会の権威を高めることとなることを指摘する。

以上

2021年8月19日

山口労働局長 村井 完也 様



山口県労働組合総連合  
議長 中野 敏

山口県労働組合総連合非正規  
部会長 平島 真木

「山口労働局一般公示第35号」にもとづく山口県最低賃金についての異議申出

山口地方最低賃金審議会から意見提出があった今年度の山口地方最低賃金について、下記の通り異議を申し出ます。

記

1、異議の内容

(1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容が、中央最低賃金審査会における目安額に沿った「28円」の引き上げとしたことについて。

(2) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正について「1時間857円」にとどめたことについて。

(3) 山口地方最低賃金審議会および専門部会の、全ての会議の公開が可能とならなかったことについて。

2、理由

(1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容が、中央最低賃金審査会における目安額に沿った「28円」の引き上げとしたことについて。

中央最賃審は全国一律で28円の目安額を示したが、昨年度凍結（全国で7地域、そのうち山口地方は最も低額）としたことも鑑み、目安額を1円でも超える山口地方最低賃金額を決定すべきである。生活圈であり日常的な交流のある広島及び福岡は山口より最低賃金の額が高い。今回の「目安の28円」の引き上げでは、その差は縮まらない。山口県からの人口流出にさらに拍車をかけるだけでなく、逆に都市部から山口県への転入を阻害するものである。

第425回最賃審議会でも、使用者側から答申の「目安の28円」について、賃金格差をなくすならABCDランクもなくしてはどうか、Dランクをもっと上げるべきだ等の意見も出されている。これまで出されていた「地域間格差の縮小を求める意見も勘案すること」に応えるとともに、全国で一律の最低賃金の実現に向けて、まず今年度の山口県の最低賃金について「目安の28円」を大幅に超える答申とするよう再審議を求める。

(2) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正について「1時間857円」にとどめたことについて。

エッセンシャルワーカーという社会生活を営むのに欠かせない医療や介護、食料品の販売などの仕事に携わる労働者の多くが非正規労働者であり地域の最低賃金に張り付く時給となっていることはあ

まりにも理不尽であり所謂ワーキングプアを生み出す源となっていると言わざるを得ない。最低賃金額は、時給で働く非正規労働者だけでなく、正規労働者の賃金にも影響を及ぼすものであり、公務を含めた正規労働者の賃金決定にも反映されていることは否めない。時給857円は働く貧困層ラインとも言われる「年収200万円」にさえも遠く及ばないものであり、これでは健康で文化的な生活どころか自助さえもままならない。まともな生活はできず、将来への展望は見いだせない。労働者が8時間働けば、安心して生活ができ、青年にとっては家族も持てる展望のある時給として「1000円」を実現することは重要であり、この国の将来にも関わってくる。

県労連の試算では、標準生計費調査による最低必要額の1500円以上に山口地方最賃を引き上げると、県内の賃金総額が3729億円増え2557億円が消費支出増となり、生産誘発額2812億円の経済波及効果と、18、750人の雇用増を誘発し、県内総生産を「4.4%」押し上げると主張、最賃引き上げで景気の好循環を引き出すべきだと指摘した。

景気低迷故に最低賃金引き上げの凍結を求める意見や、雇用維持のために賃金引き上げは困難との意見もあるが、求人情報誌等を見る限り、県内の中小企業の非正規労働者の採用時時給の多くは860円～1000円と、既に829円（2020年の最低賃金額）を超えていることから、今回の最賃改定により中小企業者の雇用への深刻な影響は小さいことも予測される。ただし、県外の大手企業や全国展開の事業所の時給が最低賃金の829円に張り付いているため引き上げの影響は予想されるものの、内部留保等の引き出しにつながることから却って景気の好循環をもたらすことが予測できる。

こうした状況を抜本的に改善し、働く者すべてが憲法第25条の保障する「健康で文化的な生活」を営むことができるようにするためには、全国各地の労働組合が行った「最低生計費試算調査」の結果に基づき最低賃金を「時給1,500円以上」とすることが必要であり、その実現に向けてまず今年度の山口県の最低賃金を「時給1,000円以上」とすることを求める。

**(3) 山口地方最低賃金審議会および専門部会の、全ての会議の公開が可能とならなかったことについて。**

この間「議事要旨」が公開されるようになったものの、金額を決めた際の公益委員会見解も、どのような根拠で「28円」とすることになったのか全く不明である。専門部会でも「意見」決定の審議会でも議事要旨だけの公開では決定に関わる議論の内容が示されていない。私たちは審議会および専門部会の完全公開を求めている。その根拠は、最低賃金決定の過程があまりにも不透明であり、国民の知る権利が侵害されていること及び、公開することで国民の監視が強まり「健康で文化的な最低限度の生活」が保障される最低賃金となるよう期待しているからである。科学的で責任を持った意見による審議が公開されず審議経過が見えないままでの決定では、審議会に対する社会的不信が高まるのも当然である。

今年、公開となった第1回専門部会では、県内の金融経済情勢、企業短観、賃金情勢、雇用情勢、生活保護状況などの労働局からの報告があったが、実質的な審議となった7月29日から8月5日までの4回の専門部会および答申内容の決定をした審議会は公開していない。また、6月に公開で開催された審議会の議事録は2ヶ月後の8月には開示されたが、非公開の議事録については開示まで半年を要す見込みであり、そのあり方も問われる。

また、具体的な金額決定を審議する専門部会や「意見」決定の本審議会が公開されなかったことは「異議申出」の前提にかかわるものであり、最低賃金法が規定する「異議申出」を実質的に保障するには、審議会・専門部会の全ての審議が完全に公開されることが大前提であり、全ての会議の公開に至らないままでの決定には異議を申し出る。

以上

2021年8月19日

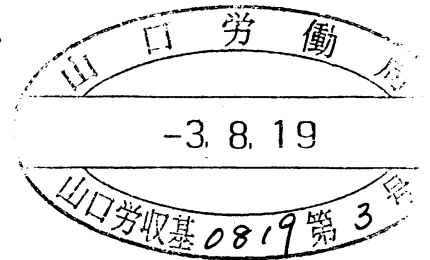
山口労働局長 村井 完也 様

生協関連一般労働組合  
執行委員長 西崎 直

## 山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

「山口労働局一般公示第35号」にもとづき、山口地方最低賃金審議会から意見提出のあった今年度の山口県最低賃金について、次の通り異議を申し出ます。

記



### 1. 異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、現状より「28円」上げた「857円」とすることには不服です。再審議を求めるものです。
- (2) 審議会、専門部会における審議の場を、完全に公開されなかったことは不服です。また専門部会における審議が1回目だけの公開でしたが、それでは不服です。審議の経過を知ることもなく、異議申し立てを求められるのは、理不尽です。完全公開を求めるものです。
- (3) 意見陳述の時間の拡大と、一人当たりの意見陳述時間の確保が行われなかったことは不服です。また、異議申し立てへの意見陳述の機会が設けられなかったことは不服です。

### 2. 理由

- (1) 山口県の最低賃金を、中央の最低賃金審議会が示した目安通りの「28円」引き上げて「857円」とすることについては、非常に不満です。  
私たちは、意見書と意見陳述の場で意見を申し述べてきましたように、いわゆる非正規で働く労働者は社会生活にとって欠かせないエッセンシャルワーカーとして働いている人が多い中、その処遇は最低賃金を目安に時給が決められる、その賃金額がまともに生活できる水準ならばまだしも、ワーキングプアの水準であるという極めて理不尽な扱いを受けていることを改善すべきだと訴えています。一日8時間働いていながら、年収が200万円にも達しない、この現状をなんと考えておられるのでしょうか。しかも、そのような状態に置かれている労働者が、今や全労働者の4割に達しようとしています。働いているのに貧困である、この日本の現状はなんとでも改善しなければ、この国の将来が危ぶまれる状態

です。

最賃を引き上げると、中小企業経営者は倒産せざるを得ない会社も多数出てくると主張されますが、自社で働く労働者が一日8時間働いても「健康で文化的な最低限度の生活」を営めない現状を、それでよしとするのでしょうか。求めるべきは、労働者に生活できない賃金を強いるのではなく、国に対してもっと中小企業を大切に扱うよう求めることが必要なのではないのでしょうか。この点では、労働組合も大いに歩調を合わせることができるし、今までも国に対して要求し続けてきました。ともに国に対して要求されることを望むものです。

私たちも参加して行われた最低生計費試算調査結果によれば、「普通に暮らしていける」時給は、全国どこでも1500円以上です。ABCDとランク分けする必要性は、全くないことも証明されています。最低賃金法第1条で定められている「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」主旨を実行するためには、労働者の生計費がどれだけ必要なかを十分に審議する必要があるし、そこから導き出された時給に向けて、どのように達成させていくのかを審議するのが審議会の本来の役割ではないでしょうか。

今回の答申額は、コロナ禍の中、感染の危険に脅かされながらも懸命に働いている労働者に対して、その労に報いないばかりか将来展望を抱けるものではありません。

再審議を求めるものです。

(2)最低賃金額を決定する一番要となる専門部会、および本審議会の議論が公開されないことは、問題です。今年初めて専門部会の第1回目のみ公開されましたが、労働者の生死をも左右する審議を行っていることを重く受け止めていただき、完全なる公開の場での審議を求めるものです。異議申し立てをさせて頂いてますが、「28円」という金額のみをとらえて意見を述べなければならないのは、非常に不合理です。本当に意見を尊重して頂けるのなら、審議された内容に基づいて意見を述べるのが建設的だと思います。審議会の完全公開を改めて求めるものです。

(3)意見陳述の時間は、現在の一人7分程度では短かすぎます。実際に最低賃金近傍での賃金で生活をしている労働者の意見は、極めて貴重なものです。陳述時間の延長を望みます。更に、異議申し立てについても、意見陳述の場を設けられるよう求めます。

このような意見を毎年提出しているにもかかわらず、次年度の審議会では議論もされることなく、従前どおりのスタイルを確認されるのは如何なる理由によるのでしょうか？意見陳述や意義申し出が単なる形式で終わることのないよう求めるものです。

以上



2021年8月19日

山口労働局長 村井 完也 様

コープやまぐち労働組  
執行委員長 吉賀 直

## 山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」（山口労働局一般公示第35号）に基づいて、最低賃金法第12条の規定により次の通り異議を申し出ます。

記

-3. 8. 19

山口労収基 0819 第 4 号

### 1. 異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、中央の目安通りの「28円」とどまる引上げには不服です。コロナ禍だからこそ賃上げが必要であり、再審議を求めます。
- (2) 地域間格差を解消すべく全国一律最低賃金制度の確立を上申する事を求めます。
- (3) 審議会の専門部会を含むすべての審議の場、資料を完全公開とすることを求めます。
- (4) 意見陳述の時間の拡大と、「意義申し出」についての意見陳述の機会を設ける事を求めます。

### 2. 理由

(1) コープやまぐちには7割近い非正規労働者が働いています。今回の審議会の「28円」の引上げ、答申額857円では、月額換算で150,832円(一日8時間、月22日)にしかありません。近年ではコープやまぐちで得られる給料だけで生活をしている労働者も増え続けており、この間最賃が引き上げられれば、賃金が増えており、最賃の引上げ金額には大いに期待をした所です。山口県での昨年の「据え置き」答申はコープ内最賃も引き上げられず労働者の賃上げには繋がりませんでした。この月額では憲法で保障された、「健康で文化的な生活」を営むことは不可能です。最低でも時給1,000円以上は必要です。1日8時間働けば、自立して健康で文化的な生活を営むことができる最低時給に、一刻も早く引き上げていただくよう要請するものです。

山口県労連が行った最低生計費試算調査でも「ふつうの暮らし」を行うするには、最低でも「時給1600円」は必要だというデータも出ています。議事録を見ても最低賃金法9条に

における「労働者の生計費」に沿った審議にはなっていないと考えます。山口県最低生計費試算調査のデータを用いるべきです。

最低賃金の引き上げこそが、山口県で働き続ける事が可能であると考えます。また最低賃金は全ての労働者の賃金と生活に関わり、日本経済の行方を左右する重要な施策で、コロナ禍でその重要性がいつそう高まっています。感染拡大のもとで、日々奮闘しているエッセンシャル・ワーカーの労働環境が、その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えており、その労働者に報いることこそが求められています。昨年の凍結を踏まえ目安以上の賃上げをすべく、当事者の声を全面に掲げ、山口地方最低賃金審議会において再審議を求めます。

(2) 昨年の全国一律「据え置き」の答申、そして今年の全国一律「28円」という中央最低賃金審議会の目安が示す通り、すでに地域別最賃の概念は崩壊しているとも言えます。最低賃金のランク制は地域格差を増し、地域経済の衰退を助長させるものです。コープやまぐち内においても、広島県と隣接する岩国地域、福岡県に隣接する下関地域は、常に人手不足に悩まされています。その最たる要因に最低賃金の地域格差があります。山口県より高い時給である隣の県に人口が流出している実態もあります。

地域間格差をなくし全国一律最低賃金制度の確立を上申するとともに、最低賃金抑制の根拠ともなっている中小企業への支援を国の責任で運用しやすい制度となるよう要請することが必要です。

(3) 今年から専門部会が1回のみ公開になった事は歓迎しますが、その他の専門部会が未だ非公開であることについては、到底納得できません。公開にしない理由は、「率直な意見交換ができない」とのことですが、国民の最低限の権利としての最低賃金が密室で決定されている事は異常です。最低賃金で働いている人たちにとって、その金額を決定する審議会を公にすることは当然の義務ともいえるものではないでしょうか。全ての審議を完全公開にする事を求めます。

(4) 意見陳述の総時間の上限を作らず、一人あたりの最低陳述時間を確保すべきです。最低賃金近い金額で働いている労働者の意見を聞く機会は重要だと考えます。また「異議申し出」にあたっては、審議会の公平性を担保する観点から、意義申し出についても意見陳述の機会を設けることを求めます。

以上

2021年8月20日

山口労働局

局長 村井 完也 様



山口県教職員組合

執行委員長 富永謙

## 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」についての異議申出書

8月5日、山口地方最低賃金審議会は、今年度の山口県最低賃金について「1時間857円（28円の引き上げ）」とする答申を決定しました。中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に目安として提示された「28円」に準じた答申でした。しかし、これでは到底不十分です。私たちが要求していた、今すぐ「最低賃金1時間1000円以上」の引き上げとはほど遠い答申です。コロナ禍の今だからこそ、労働者の大幅な賃金引き上げが必要です。私たち山口県教職員組合は、この答申に対して強く抗議するものです。つきましては、以下の「異議申出」を行いますので、取扱いの程よろしくお願ひします。

### 記

#### 1、異議の内容

- (1) 「最低賃金額1時間857円」は、昨年の829円から28円引き上げられたとはいえ、それでも労働者が安心して生活を維持できる賃金とは言えない。生計費原則に基づき、今すぐ「最低賃金1時間1000円以上」への引き上げを要求する。
- (2) 地域間格差をなくす「全国一律最低賃金制度」創設や、最低賃金引き上げのための国や県からの中小企業に対する公的支援の拡充について、しっかり意見すべきである。
- (3) 山口県最低賃金専門部会の場で、どのような意見が出され、どのように審議が行われたかについて、現在の議事要旨公開だけでは不十分である。すべての会合・審議の傍聴を許可し公開すべきである。

#### 2、異議の理由

- (1) 「最低賃金額1時間857円」は、昨年の829円から28円引き上げられたとはいえ、それでも労働者が安心して生活を維持できる賃金とは言えない。生計費原則に基づき、今すぐ「最低賃金1時間1000円以上」への引き上げを要求する、について

答申の「最低賃金1時間857円」は、労働者が安心して生活を維持できる賃金とは言えない。月額換算（1日8時間・月22日）しても月給15万832円にしかならず、この賃金で生活を維持するとなると、ダブルワークやトリプルワークで働かざるを得ない状況に何ら変わりはない。「1日8時間働けば普通の暮らしができる賃金を」という私たちの要求とはほど遠い状況である。

県教組も構成団体として参加している山口県労働組合総連合（県労連）が2019年度に実施した「最低生計費試算調査」の結果では、山口市在住の25歳単身世帯で、人並みに生活することができるための賃金は、最低でも「時給1612円」が必要という結果も出ています。答申の「最低賃金時給857円」はあまりにも低すぎる額です。

また、教育の立場からもの申すと、この間の貧困と格差の拡大が、子どもたちの安心の拠り所である家庭を直撃しており、とりわけ「子どもの貧困率（2018年度）」は13.5%となり、7人

に1人が貧困の中で生活をしている実態である。学びたくても学費が払えず学校を退学したり、進学をあきらめたりする子どもたちが増えている。こうした「子どもの貧困」問題を解決するためには、子どもたちの生活基盤である家庭収入の安定が不可欠であり、最低賃金を今すぐ1000円以上に引き上げることが、父母・保護者の賃金上昇にもつながり、家庭収入の引き上げや家庭生活基盤の安定を図ることにもつながります。「子どもの貧困」問題を解決し、誰もが安心して学べ、進学できる社会を実現するためにも、今すぐ「最低賃金時給1000円以上」への引き上げを求めるものです。

- (2) 地域間格差をなくす「全国一律最低賃金制度」創設や、最低賃金引き上げのための国や県からの中小企業に対する公的支援の拡充についてしっかり意見すべきである、について

最低賃金の「ランク制」には大きな問題がある。地域別最低賃金は、一番高い東京と一番低い地域(7県)とで221円もの差が開いている。A~Dランクによる最低賃金の格差が「地域間格差」を生じ、地方から都市部への人口流失の大きな原因ともなっている。県内高校生の就職状況を調べても、県外就職率の増加など、高校生や若者などの労働人口県外流出が、地域経済へも深刻な影を落としている。特に山口県は広島県と福岡県という大都市に挟まれ、最低賃金の高い両県への流出が大きな問題となっている。「全国一律最低賃金制度」の創設は、労働人口の都市部・県外流出を食い止めるうえに有効であり、地域経済活性化にとっても極めて重要である。

また、今回の新型コロナウイルス感染症拡大で改めて浮き彫りとなったが、大都市部への人口集中は、感染症の爆発的拡大という大きな問題を抱えている。感染症拡大を防ぐ立場からも、最低賃金の地域間格差を是正し、大都市部への人口集中を改善し、地域経済の活性化を求めることが重要である。

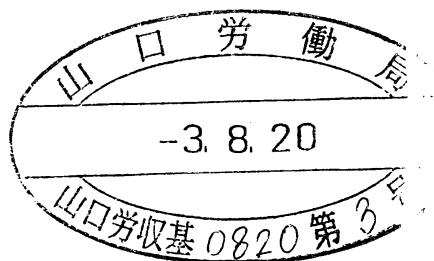
そうした「労働者の賃金引き上げ」「最低賃金引き上げ」を促進するためにも、労働者の多くが働いている県内中小企業に対する様々な支援施策の拡充も求められている。中小企業使用者が、働く労働者の賃金引き上げを行えるよう、国や県からの公的な支援・財政支出の必要性を、貴審議会としてもっと意見すべきである。

- (3) 山口県最低賃金専門部会の場合、どのような意見が出され、どのように審議が行われたかについて、現在の議事要旨公開だけでは不十分である。すべての会合・審議の傍聴を許可し公開すべきである、について

現在の「議事要旨公開」だけでは不十分である。山口県最低賃金専門部会の場合、どのような意見が、どの委員から出され、どのように審議され、決定に至ったのか、審議会での協議の様子をもっと詳細に報告すべきである。そのためにも、最低賃金決定に関わるすべての会合・審議の傍聴を許可し、完全公開すべきである。そのことは、民主主義の原則や公正・公平な審議を保障する観点からも当然である。

以上

山口労働局  
局長 村井 完也 様



2021年8月20日

山口県医療労働  
執行委員長

## 山口県最低賃金の改正答申に関わる異議申し出書

山口地方最低賃金審議会は、地域最低賃金の時間額を28円引き上げて、857円と改定する旨を答申されました。私たちはこの答申に対して、最低賃金法第12条、第11条2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき意義を申し立てます。

今年度の中央最低賃金審議会における、地域別最低賃金引上げ額の「目安答申」に基づいた28円の引き上げ金額では、非正規職員の増加、実質賃金の低下、女性の社会進出をうたいながらも、働く女性の6割が非正規職員の現状に適うものではありません。特に介護職場や保育職場では、あまりにも低い賃金が離職を促し、人材確保も困難な状況です。女性の社会進出、質の高い医療や介護、保育の現場を守るためにも、コロナ禍における質の高い医療や介護、福祉を維持するためにも、最低賃金の大幅な引き上げを望みます。再審査を行って頂きますように、下記の通り強く要望します。

### 記

- 1、28円程度の引き上げでは、実質賃金の低下、消費税増税に追い付かないのが現状です。医療や介護の職場では、シングルで子育てをする職員も多く、嘱託職員やパート労働者も多く働いています。最低賃金の底上げなしには暮らしが成り立たないのが現状です。また、国家資格を持つ職員が多く働いており、最低賃金を引き上げなければ医師や看護師等の有資格者の給与も上がりません。労基法第1条は、労働条件は「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。」と規定しています。審議のやり直して、「健康で文化的な生活」を営む賃金を確保するためにも、最低でも時給1,000円以上を求めます。
- 2、県外への雇用人口の流出は、地域経済へも深刻な影響を与えています。都市圏への人材の流出は医療や介護の職場でも後を絶ちません。山口県労連をはじめとする全国各地の地方労連が行った「最低生計費試算調査」では、全国どこで生活しても、最低生計費は殆ど同一です。地域間格差をつける意義や意味はありません。地域間格差を早急に是正されるよう「全国一律最低賃金制度」の導入など本質的な議論を求めます。
- 3、県内を代表する公益・労働者・使用者の委員が議論する審議会であるからこそ、真摯な議論の状況を公開して頂くことが、県内の労働者・使用者が最低賃金への理解を深め、社会的な合意を形成していく上で有効だと考えます。山口地方最低賃金審議会のすべての会合・審議の場を完全に公開すると同時に、すべての議事録についても異議申出期間終了までに公開することを求めます。

以上

令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日（※2）
北海道	C	28	889（861）	28		2021年10月1日
青森	D	28	822（793）	29	+1	2021年10月6日
岩手	D	28	821（793）	28		2021年10月2日
宮城	C	28	853（825）	28		2021年10月1日
秋田	D	28	822（792）	30	+2	2021年10月1日
山形	D	28	822（793）	29	+1	2021年10月2日
福島	D	28	828（800）	28		2021年10月1日
茨城	B	28	879（851）	28		2021年10月1日
栃木	B	28	882（854）	28		2021年10月1日
群馬	C	28	865（837）	28		2021年10月2日
埼玉	A	28	956（928）	28		2021年10月1日
千葉	A	28	953（925）	28		2021年10月1日
東京	A	28	1041（1013）	28		2021年10月1日
神奈川	A	28	1040（1012）	28		2021年10月1日
新潟	C	28	859（831）	28		2021年10月1日
富山	B	28	877（849）	28		2021年10月1日
石川	C	28	861（833）	28		2021年10月7日
福井	C	28	858（830）	28		2021年10月1日
山梨	B	28	866（838）	28		2021年10月1日
長野	B	28	877（849）	28		2021年10月1日
岐阜	C	28	880（852）	28		2021年10月1日
静岡	B	28	913（885）	28		2021年10月2日
愛知	A	28	955（927）	28		2021年10月1日
三重	B	28	902（874）	28		2021年10月1日
滋賀	B	28	896（868）	28		2021年10月1日
京都	B	28	937（909）	28		2021年10月1日
大阪	A	28	992（964）	28		2021年10月1日
兵庫	B	28	928（900）	28		2021年10月1日
奈良	C	28	866（838）	28		2021年10月1日
和歌山	C	28	859（831）	28		2021年10月1日
鳥取	D	28	821（792）	29	+1	2021年10月6日
島根	D	28	824（792）	32	+4	2021年10月2日
岡山	C	28	862（834）	28		2021年10月2日
広島	B	28	899（871）	28		2021年10月1日
山口	C	28	857（829）	28		2021年10月1日
徳島	C	28	824（796）	28		2021年10月1日
香川	C	28	848（820）	28		2021年10月1日
愛媛	D	28	821（793）	28		2021年10月1日
高知	D	28	820（792）	28		2021年10月2日
福岡	C	28	870（842）	28		2021年10月1日
佐賀	D	28	821（792）	29	+1	2021年10月6日
長崎	D	28	821（793）	28		2021年10月2日
熊本	D	28	821（793）	28		2021年10月1日
大分	D	28	822（792）	30	+2	2021年10月6日
宮崎	D	28	821（793）	28		2021年10月6日
鹿児島	D	28	821（793）	28		2021年10月2日
沖縄	D	28	820（792）	28		2021年10月8日
全国加重平均			930（902）	28		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

(写)

山口労発基 0823 第 1 号

令和 3 年 8 月 23 日

山口地方最低賃金審議会

会 長 濱 島 清 史 殿

山 口 労 働 局 長

村 井 完 也

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和 3 年 8 月 16 日付けをもって全国一般労働組合全国協議会  
山口連帯労働組合委員長藤裕明、同年 8 月 18 日付けをもって山口県自治体労働  
組合連合執行委員長中野敏彦、同年 8 月 19 日付けをもって山口県高等学校教員  
組合執行委員長高見英夫、山口県労働組合総連合議長中野敏彦、山口県労働組合  
総連合非正規部会部会長平島真木子、生協関連一般労働組合中四国執行委員長  
西崎直人、コープやまぐち労働組合執行委員長吉賀直紀、山口県教職員組合執行  
委員長富永謙一、同年 8 月 20 日付けをもって山口県医療労働組合連合会執行委  
員長萩原秀樹から、最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありました  
ので、貴審議会の意見を求めます。

(写)

令和3年8月23日

山口労働局長

村井 完也 殿

山口地方最低賃金審議会

会 長 濱 島 清 史

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和3年8月23日貴職から、8月5日付け山口県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか8団体からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

異議の申出については、棄却する。